－　打上げを失敗した衛星に関して、割当てのための決議第49（WRC-15、改）の規定で要求されている真正性情報。ただし、その情報がまだ提供されていない場合に限る。

延長請求から11か月が経過しても主管庁が決議第49（WRC-15、改）の最新版に基づく情報を無線通信局に提供しなかった場合、無線通信局は速やかに通告主管庁に対し督促状を送付する。又、延長請求から１年以内に、主管庁が調達中の新しい衛星について決議第49（WRC-15、改）の規定に基づく最新情報を無線通信局に提供しなかった場合、関連する周波数割当ては失効する。

改　4.1.9　　上記4.1.5に基づき規定した公表で特定された主管庁の意見は、無線通信局及び変更を提案した主管庁に送付される。

改　4.1.10　　4.1.5で規定したIFICの日付の後４か月の期間以内に、主管庁が、同意を求めている主管庁又は無線通信局に対して同意を通知しない場合は、4.1.10aから4.1.10d及び4.1.21の規定が適用されない限り、提案された割当てについて同意しなかったものとみなされる。この期間は、以下のように延長する場合がある。

－　4.1.8の規定に基づき追加情報を要求した主管庁については、最大３か月

－　4.1.21の規定に基づき無線通信局の援助を要請した主管庁については、無線通信局がその措置の結果を通知した日から最大３か月

削　4.1.10ter

追　4.1.10a　4.1.10に規定された期間と同じ期間が経過した後に、通告主管庁は、4.1.21に基づきこの期間内に回答がなかった主管庁に関することで無線通信局に援助要請することができる。

追　4.1.10b　無線通信局は、4.1.10aに基づき行動するに当たり、回答がなかった主管庁に対し、付録第30A号第１附属書第４段落で規定する値の変更を含む、以前に公表された両立性分析の結果とともに、決定を求める督促状を送付する。

追　4.1.10c　4.1.10dで規定する30日間の期間が切れる15日前に、無線通信局は、前述の主管庁に対し回答がないことの重大さについて注意を喚起する督促状を送付する。

追　4.1.10d　4.1.10bに基づく督促状を発送した日から30日以内に無線通信局に決定の通知がなされない場合、決定をしなかった主管庁は、提案された割当てに同意したものとみなされる。

改　4.1.11　　同意を求めるために主管庁が原提案を変更した場合、

－　その提案の変更が4.1.12によって受領される前に、無線通信局が4.1.3、若しくは4.2.6、本付録第2A条の2A.1.4、同付録第７条の7.1又は第9.7号に従って受領した他のいずれかの主管庁からの割当て

－　プラン又はリストに入っている他のいずれかの主管庁の割当てについては、変更の結果、影響を受け、原提案によって生ずるものよりもより混信を受けるものとみなされ、本付録第4条の4.1の規定及びこれに伴う手続が再度適用される。

改　4.1.12　　上記4.1.5に基づき規定する公表で特定された主管庁との間で同意に至った場合には、新規又は変更した割当てを提案する主管庁は、引き続いて第５条の関係手続を適用することができる。その場合、主管庁は、周波数割当ての最終的な特性及び同意が得られた主管庁の名称とともに、その旨を無線通信局に報告する。

改　4.1.25　フィーダリンクリストに同一チャネルの同一業務区域を対象として含む２つの割当て（指定された主管庁グループを代表して通告され、WRC-2000によりフィーダリンクに含まれたようなシステムは含まない。）を既に含んでいる主管庁が、この同じ業務区域に対しての同一のチャネルの新規割当てをフィーダリンクリストに含めるよう提案する場合、当該主管庁は、同一チャネルの新規割当てをフィーダリンクリストに含めるよう有しておらず、割当てを新規割当てを含めるよう提案している別の主管庁に対して以下を適用する。

a)　前者の主管庁が提案する新規割当てを後者の主管庁が提案する割当てにより引き起こされる混信から保護するために、前者の主管庁の同意が後者の主管庁による4.1の規定の適用後に必要とされる場合、両主管庁は、それぞれの通信網に相互に受入可能な調整によって問題を解決するためにあらゆる可能な努力を行う。

b)　同意に至らないまま、前者の主管庁が決議第49(WRC-15、改)の第２附属書に規定する情報を無線通信局に通知しなかった場合、この主管庁は後者の主管庁の割当てをフィーダリンクリストに含めることに同意したとみなされる。

4.2　第二地域に適用する規定

改　4.2.6bis　4.2の規定の適用により得られる第二地域プランの割当ての使用を開始する一定の期限は、以下のいずれかの場合の打上げ失敗により一度だけ最大３年間延長することができる。

－　割当ての使用を開始しようとしていた衛星の破壊

－　別の割当ての使用を開始するために再配置しようとする予定の、既に運用中の衛星を代替するために打上げられた衛星の破壊

－　衛星は打上げられたが、割り当てられた軌道位置に投入できない。

この延長が認められるためには、打上げ失敗が付録第４号の完全な情報の受領日後から５年以降に起きたものでなければならない。一定の期限の延長期間は、最大延長期間の３年と、打上げ失敗の日から一定の期限の終了日までの残りの期間との差を超えてはならない[1]。この延長を有効なものとするために、主管庁は打上げ失敗から１か月又は2003年７月５日から１か月のいずれか遅い方の期間内に、当該失敗を書面で無線通信局に通知し、4.2.6の一定の期限が終了するまでに次の情報を無線通信局に提供する。

－　打上げ失敗の日付。

－　打上げ失敗した衛星に関して、割当てのための決議第49（WRC-15、改）の規定で要求されている真正性情報。ただし、その情報がまだ提供されていない場合に限る。

延長請求から11か月が経過しても主管庁が最新の決議第49（WRC-15、改）に基づく情報を無線通信局に提供しなかった場合、無線通信局は速やかに通告主管庁に対し督促状を送付する。又、延長請求から１年以内に、主管庁が調達中の新しい衛星について決議第49（WRC-15、改）の規定に基づく最新情報を無線通信局に提供しなかった場合、関連する周波数割当ては失効する。

第５条　フィーダリンク送信地球局及び固定衛星業務の受信宇宙局に対する周波数割当ての調整、通告、審査及び国際周波数登録原簿への記録[21、22]

5.2　審査及び記録

改　5.2.10　国際周波数登録原簿に記録され、第一地域及び第三地域のリストにある宇宙局から発する宇宙局の周波数割当ての使用が６か月を超える期間停止される場合は、通告主管庁は、無線通信局に対しその使用が停止された日付を通知しなければならない。登録された割当ての使用を再開するときは、通告主管庁は、できるだけ速やかに、その旨を無線通信局に通知しなければならない。この規定に基づき送付された情報を受領した際に、無線通信局はその情報をできるだけ速やかにITUのウェブサイトで利用できるようにするとともに、無線通信局のIFICでそれを公表する。登録された割当てが使用に復する[24bis]日付は、周波数割当ての使用を停止した日から遅くとも３年以内でなければならない。ただし、通告主管庁がその使用を停止した日から６か月以内に停止したことを無線通信局に通知することを条件とする。通告主管庁が周波数割当ての使用を停止した日から６か月以上後に無線通信局に停止を通知した場合、この３年の期間は減ぜられ、６か月の終了日から無線通信局が停止の通知を受けた日の間に経過した日数分を３年の使用休止期間から差し引くこととする。通告主管庁が周波数割当ての使用を停止した日から21か月以上後に無線通信局に停止を通知した場合、周波数割当ては取り消される。